令和４年３月議会

福祉産業委員会資料

産業観光課　　・・・Ｐ１～Ｐ２７

常 任 委 員 会 資 料（産業観光課）

１．農地に関すること
(1) 耕地面積の推移 …… 1
(2) 耕作放棄地面積 …… 1
(3) 農家数・農業就業人口の推移 …… 1
(4) 地区別農家数 …… 2
(5) 農地転用件数、面積の推移 …… 2
(6) 遊休農地解消地の作付、生産状況 …… 4
２．水田農業構造対策事業・農業経営基盤強化対策事業
(7) 水田転作の推移　～年度別転作等実施状況～ …… 5
(8) 新しい村の利用権設定農地 …… 6
(9) 農地流動化奨励補助金 …… 6
３．新しい村管理運営事業
(10) 歳入（使用料）の積算内訳 …… 8
(11) 新しい村交流人口（利用者・ｸﾞﾘｰﾝﾂｰﾘｽﾞﾑ）の状況 …… 8
(12) ㈱新しい村３か年部門ごと決算額 …… 8
(13) 森の市場結生産者の登録状況及び生産者販売実績 …… 9
(14) 森の市場結の販売実績・来客数 …… 9
(15) 新しい村農園の利用状況 …… １０
(16) 施設のＬＥＤの取り組み …… １１
４．明日の農業担い手支援事業
(17) 宮代町農業担い手塾の研修生の推移 …… １２
(18) 明日の農業担い手支援対策事業補助金と件数 …… １２
５．農業生産基盤整備推進事業
(19) 令和２・３年度工事施工箇所と令和４年度予定箇所 …… １５
(20) 農家組合長の要望 …… １８
(21) 小規模農地基盤整備事業補助金と件数 …… １９
６．宮代町中小企業融資制度の状況 …… ２１
７．メイドインみやしろ推奨品の認定状況 …… ２２
８．店舗・住宅リフォーム補助金利用状況 …… ２４
９．宮代町商工会　商工業振興事業補助金の内容 …… ２５
10. 宮代町商工業者数と商工会会員数 …… ２５
11. 消費生活相談件数と主な内容 …… ２５
12. 新型コロナ対策と成果と事業者、住民からの要望 …… ２６

【１．農地に関連すること】

（１）耕地面積の推移

（単位：ha）

年度	合計	田	畑		
			計	普通畑	樹園地
30 年	589	443	146	146	―
R1 年	581	437	144	144	―
R2 年	587	437	150	150	―

（農林水産省調査　農林水産関係市町村別統計-耕地面積-R3 年は R4.3 に公表予定）

（２）耕作放棄地面積

年次	面　積
平成１７年	７４ｈａ
平成２２年	１０７ｈａ
平成２７年	１１４ｈａ

（農林業センサス）

※耕作放棄地…以前耕地であったもので、過去１年以上作付けせず、今後数年の間に再び耕作するはっきりした意思のない土地をいいます。

＊令和２年（２０２０年）の農林業センサスでは耕作放棄地の調査項目は実施されていません。

（３）農家数・農業就業人口の推移

※農林業センサス

年次	農家総数	農業就業人口		
		総数	男	女
平成１７年	６１９戸	８４３人	３６９人	４７４人
平成２２年	６６５戸	６１５人	２８８人	３２７人
平成２７年	６３０戸	５５０人	２７８人	２７２人
令 和 ２ 年	５８０戸	７５１人	４２９人	３２２人

※農家・・・経営耕地面積が 10 アール以上の農業を行う世帯で、かつ、農産物販売金額が年間 15 万円以上の世帯をいいます。

※農業就業人口・・・自営農業に従事した世帯員（農業従事者）のうち、調査期日前 1 年間に自営農業のみに従事した者又は農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち、自営農業が主の者をいいます。

（４）地区別農家数（人）

	地区名	R1	R2	R3		地区名	R1	R2	R3
１	東	31	25	25	２１	東粂原１	28	23	23
２	中寺	21	16	16	２２	東粂原２	32	27	27
３	西	20	20	20	２３	西新田	22	19	19
４	前原	23	22	22	２４	中通１	13	12	12
５	金原	46	39	39	２５	中通２	15	13	13
６	逆井	30	28	28	２６	西深戸	15	15	15
７	山崎	31	26	26	２７	西島	23	22	22
８	宿	22	22	22	２８	須賀上	18	17	17
９	西原	38	32	32	２９	須賀下	21	20	20
１０	藤曽根	18	15	15	３０	須賀島	17	13	13
１１	姫宮	27	24	24	３１	辰新田	28	25	25
１２	川端	15	13	13	３２	金剛寺	21	16	16
１３	柚の木	22	21	21	３３	和戸	35	29	29
１４	松の木	15	13	13	３４	本郷	27	23	23
１５	内野	20	16	16	３５	沖本田	17	15	15
１６	若宮	27	25	25	３６	沖新田	23	21	21
１７	中須	15	16	16	３７	国納南	16	16	16
１８	道仏	23	19	19	３８	国納北	6	4	4
１９	蓮谷	15	14	14	３９	八河内	15	13	13
２０	川島	23	20	20		合計	874	769	769

※地区別農家数とは、南彩農業協同組合の正組合員数をいいます。

（５）農地転用件数、面積の推移

年	4条(許可)		4条(届出)		5条(許可)		5条(届出)	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
R1	4	19.6	3	47.42	28 (1)	212.12 (19.91)	33	1871.2
R2	1	1.48	5	8.14	17 (2)	272.53 (211)	15	34.42
R3	5	12.26	5	23.92	25 (5)	237.91 (103.52)	39	185.31

R3 年地域別内訳

・4 条許可：東 1 件（1.1a)、中 1 件（1.8a)、中島 1 件（0.7a)、国納 1 件（2.3a)、宮東 1 件（6.2a）

・5 条許可：国納 3 件（14.84a)、宮東 1 件（40.8a)、西原 1 件（4.9a)、中島 1 件（4.07a)、須賀 9 件（54.25a)、百間 4 件（11.54a)、東粂原 1 件（3.98a）

・一時転用：和戸 1 件（69.89a)、国納 1 件（23.43a)、須賀 1 件（7.78a)、山崎 1 件（2.42a）

※農地転用の件数・面積は、許可を受けた件数・面積です。面積の単位はａ（アール）です。

※括弧内は、一時転用（農地改良等）の件数と面積です。（内数）

※農地転用の届出・・・市街化区域の農地転用

※農地転用の許可・・・市街化区域外の農地転用

（６）遊休農地解消地の作付・生産状況（過去５年）

実施年度	所在地	地目	面積	再生後の農地利用状況
２８年度	字逆井地内	畑	１，８２０㎡	29 年産から麦作付（～元年産まで）
	字宮東地内	畑	２，６２３㎡	29 年産から麦作付
	大字東粂原地内	田	１，８２１㎡	29 年産から水稲作付
	大字和戸地内	畑	２，５１１㎡	29 年産から野菜作付
	小　　計		８，７７５㎡	
２９年度	字東地内	田	７５０㎡	30 年産から水稲作付
	字山崎地内	田	３７８㎡	30 年産から水稲作付
	字西原地内	田	５０９㎡	保全管理
	字姫宮地内	田	２９４㎡	30 年産から水稲作付
	字宮東地内	畑	１，８００㎡	30 年産から麦作付
	大字西粂原地内	畑（陸田）	７５４㎡	30 年産から水稲作付
	大字東粂原地内	畑	１，５００㎡	30 年産から野菜作付
	小　　計		５，９８５㎡	
３０年度	字中地内	畑	２，５２７㎡	元年産から野菜栽培
	字西原地内	田	５０９㎡	保全管理
	大字和戸地内	畑	２９７㎡	元年産から野菜作付
	小　　計		３，３３３㎡	
元年度	字西原地内	畑	４８２㎡	２年産から野菜栽培
	大字須賀地内	田	２，３７１㎡	２年産から水稲作付
		畑	１，７５７㎡	農業担い手塾研修圃場
	小　　計		４，６１０㎡	
２年度	字山崎地内	田	１，１４７㎡	保全管理（R4 より水稲作付）
	字道佛地内	田	１，４５６㎡	３年産から水稲作付
	大字和戸字沼地内	田	８４９㎡	３年産から水稲作付
	小　　計		３，４５２㎡	
３年度	字山崎地内	田	６８６㎡	再生事業実施中
	字西原地内	畑	５８５㎡	再生事業実施中
	小　　計		１，２７１㎡	

【２－１．水田農業構造改革対策事業】

（７）水田転作の推移

●年度別転作等実施状況

年度	対象水田面積（ha）	(A) 主食用米生産の目安（ha）	(B) 主食用米作付面積実績（ha）	(B/A) 達成率（%）	転作作物作付面積（ha）	不作付等保全管理（ha）
R元年度	572.9	394.000	319.014	80.96	122.7	131.186
R２年度	555.1	390.000	305.487	78.33	117.5	132.113
R３年度	551.6	381.000	295.717	77.61	125.7	131.971

※「主食用米作付面積目標」に対して「主食用米の生産の目安」が同数であるか、又はそれ以下であれば、「達成」と判断する。そのため、達成率が100%以下であるため「達成」となる。

※転作作物とは、新規需要米(飼料用米)、麦、大豆、そば、野菜、果樹、花卉等。

●令和３年度の実績と令和４年度の目標

令和３年度実績		令和４年度目標	
米の生産の目安	1,918ｔ	米の生産の目安	1,866ｔ
米の生産の目安の面積換算値	381ha	米の生産の目安の面積換算値	370ha
主食用水稲作付面積実績	295.717ha	主食用水稲作付面積実績	
達成率	77.61%	達成率	

【２－２．農業経営基盤強化対策事業】

（８）新しい村の利用権設定農地

地目	R1	R2	R3
田	174,290 ㎡	191,879 ㎡	185,589 ㎡
畑	4,565 ㎡	9,079 ㎡	13,178 ㎡
計	178,855 ㎡	200,958 ㎡	198,767 ㎡

※令和３年度は、令和４年２月１日現在の面積

（９）農地流動化奨励補助金

【補助対象者の要件】

農業経営基盤強化促進法の規定に基づいた農地の利用権の設定を受けた者(借り手)及び設定を行った者(貸し手)で、借り手については次の要件をすべて満たすことが必要。

- 町内における農業経営面積が利用権の設定後２㌶以上であること(農業生産法人又は農業生産法人以外の法人の場合、その農業経営面積を常時従事者となっている構成員数で除した面積が３㌶以上であること)。
- 経営農地のすべてを耕作していること。

ただし、次に該当する場合は対象外。

- 同一世帯間で利用権設定した場合
- 利用権設定により借り受けた農地が自己保全管理等休耕となっている場合
- 納税義務を果たしていない場合

【補助金の単価等】

補助金の額は、利用権の設定期間及び設定面積に応じた**「基本助成」**と、借り受けた農地の状況に応じた**「条件不利地加算」**。

○基本助成

利用権設定期間	補助金の額（１０㌃当たり）	
	借りる方	貸す方
５年以上 10 年未満	２０，０００円	-
１０年以上	３０，０００円	１５，０００円

○条件不利地加算

利用権設定期間	補助金の額（１０㌃当たり）※借り手のみ
５年以上 10 年未満	１０，０００円
１０年以上	２０，０００円

【条件不利地加算】

借り受ける農地が、次に掲げる要件のうち２つ以上の要件に該当していると認められる場合に、基本助成に加算して交付。

＊条件不利地の要件＊
ア　耕作地への進入路がなく、自作地以外の農地を便宜上通過しなければならない農地
イ　湿田のため大型農業機械による作業が困難な農地
ウ　用水路等からの取水が困難で、自費で地下水の揚水設備を設置しなければ耕作できない農地
エ　農地の区画が不整形で作業効率が著しく悪い農地
オ　鉄塔等、農作業上大きな障害物がある農地
カ　１年以上耕作されていない遊休農地
キ　その他条件不利地として町が特に認める農地

【水田管理作業補助金】

借受者が借り受ける農地における水管理作業又は畦畔等除草管理作業について、貸付者との間で水田管理作業委託契約を締結して実施し、水田管理謝金を支払う場合に、水田管理謝金の２分の１以内の額を水田管理作業補助金として交付。

〇水田管理作業補助金（上限額）

作業の内容	補助金の額（１０㌃当たり）
水管理作業	２，０００円
畦畔等除草管理作業	４，０００円

【補助金の算定及び交付】

補助金の対象となる利用権の設定をした農地の１区画毎の合計面積（１㌃未満切捨）を基に算定。補助金は、利用権を設定した初年度及び次年度に等分して交付。

【３．新しい村管理運営事業】

（１０）　新しい村　歳入（使用料）の積算内訳

歳入名	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
新しい村使用料（結たな賃）	36,071,502 円	－	－	－
新しい村施設財産使用料 （NTT 及び東京電力電柱）	800 円	800 円	800 円	1,000 円
合計	36,072,302 円	800 円	800 円	1,000 円

※新しい村使用料は、指定管理に移行したため令和２年度から皆減

（１１）新しい村 交流人口（利用者・ｸﾞﾘｰﾝﾂｰﾘｽﾞﾑ）の状況

※令和３年度は令和４年１月３１日時点

テーマ	内　容	参加者数（人）				
		２９　年　度	３０　年　度	Ｒ１　年　度	Ｒ２　年　度	Ｒ３　年　度
観光 (ｸﾞﾘｰﾝﾂｰﾘｽﾞﾑ事業)	稲作体験　※ほっつけ田植え・稲刈り体験	32 回/ 2,243 人	32 回/ 2,243 人	31 回/ 2,043 人	10 回/ 454 人	33 回/ 1,496 人
	各種農業体験 ※野菜・果樹収穫体験	699 名	936 名	819 名	1,073 名	1,266 名
	婚活イベント	6 回/ 219 名	7 回/ 199 名	5 回/ 141 名	3 回/ 56 名	1 回/ 32 名
農まち講座等	料理教室・ハーブ講座・その他	16 回/ 135 名	22 回/ 303 名	39 回/ 394 名	23 回/ 236 名	26 回/ 529
森の市場結	来客数（レジ通過者、POS データ）	157,716 人	159,387 人	162,151 人	185,749 人	156,050 人

（１２）株式会社新しい村　３か年部門ごと決算額（決算書売上抜粋）

事業名	R1 年度	R2 年度	R3 年度
１．地産地消モデル事業 （森の市場「結」、森のカフェ、工房）	206,292,215 円	257,185,438 円	196,765,028 円
２．農家支援農業サービス事業 （育苗、農作物生産）	46,138,143 円	45,569,822 円	39,996,815 円
３．農体験・農園交流事業 （農体験、講座）	5,166,885 円	4,012,828 円	5,668,509 円
合計	257,597,243 円	306,768,088 円	242,430,352 円

※令和３年度は、令和３年１２月末現在の金額

（１３）新しい村 森の市場結生産者の登録状況及び生産者販売実績

○生産者登録数及び生産者売上

年度	生産者組合登録数	生産者売上
R1 年度	農業者　１００名 商業者　　４３名 クラフト　　３名 合計　　１４６名	１１１百万円
R2 年度	農業者　１００名 商業者　　４４名 クラフト　　４名 合計　　１４８名	１５６百万円
R3 年度 （令和４年１月末）	農業者　１０４名 商業者　　４４名 クラフト　　４名 合計　　１５２名	１３３百万円

（１４）新しい村 森の市場結の販売実績・来客数

○森の市場結販売実績（pos データより）

年度	販売額	来客数	来客数の町内・外の割合 （会員データより算出）
R1 年度	１億８，９４４万円	１６２千人	町内　５９．１％ 町外　４０．９％
R2 年度	２億３，１８６万円	１８５千人	町内　５９．５％ 町外　４０．５％
R3 年度 （令和４年１月末）	２億１，６２７万円	１５６千人	町内　６２．１％ 町外　３７．９％

※町内外の割合はポイント会員全ての割合

（１５）新しい村農園の利用状況（利用者の利用年数等）

全７１区画
　１区画利用　　４７人
　２区画利用　　１２人
　利用者実人数　５９人

【利用年数別】

利用年数区分	利用者数
１年未満	２人
１年	３人
２年～３年	１９人
４年～５年	９人
６年～７年	３人
８年～９年	６人
１０年	２人
１０年以上	１５人

【居住地別】

居住地		利用者数
宮代町内		４１人
埼玉県内		１７人
県内内訳	春日部市	４人
	久喜市	１人
	白岡市	３人
	杉戸町	４人
	蓮田市	１人
	さいたま市	３人
	越谷市	１人
県外（東京都足立区）		１人

（１６）施設のＬＥＤの取り組み

		照明設置数	LED 設置数	LED 化率
直売施設	ガラスハウス	1	1	100.0%
	パンの棚のところ	12	12	100.0%
	野菜の建物	38	20	52.6%
	荷捌き場～バックヤード	5	4	80.0%
	事務所	12	0	0.0%
	森のカフェ　店内	9	9	100.0%
	パン工房	14	0	0.0%
	惣菜室	15	0	0.0%
	工房内ロッカーとトイレ	2	0	0.0%
	結トイレ・建物軒下まわり	11	0	0.0%
農の家	農の家事務所	20	0	0.0%
	農の家～トイレ	16	0	0.0%
集会所	集会所～トイレ	59	0	0.0%
育苗施設	育苗施設	17	17	100.0%
	事務所～トイレ	10	5	50.0%
ライスセンター		4	4	100.0%

※一部農協の補助を使用しＬＥＤ化

・補助内容　全国共済農業協同組合連合会　農業新技術等導入支援助成金　（SGAP 等の実践・強化）

・補助金額　300,000 円

・場　　所　新しい村　育苗施設・ライスセンター

【４．明日の農業担い手支援事業】

（１７）宮代町農業担い手塾の研修生の推移

年度	応募者数	受入者数	研修修了者数	備　　考
Ｒ元年度	４名	１名	１名	農業担い手塾第８期生 ※元年 10 月研修開始
Ｒ２年度	１名	０名	０名	
Ｒ３年度	１名	１名	０名	農業担い手塾第９期生 ※4 年 2 月研修開始

（１８）明日の農業担い手支援対策事業補助金と件数

ア　農業機械及び栽培施設等に対する補助金

【対象者及び交付要件】

町内の農地で農業を営むすべての農業者（個人）、農業者グループ（２戸以上）、農業者団体・組織、法人。なお、補助申請者は、次の交付条件を遵守するとともに、町との間で農地の利用集積や地産地消の拡大等に関する協定を締結することを条件とする。

- 農業経営の改善及び発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営の推進に努めること。
- 農地流動化により遊休農地等を借り受け、一定面積以上の農地の規模拡大に努め、経営改善に取り組むこと。
- 野菜類等の施設栽培による周年栽培に取り組む等、高収益な農産物の生産に取り組むこと。
- 地産地消の担い手として、町内産農産物の出荷及び販売に取り組むこと。

【補助対象経費及び支援対象農業機械・栽培施設等】

農業機械又は栽培施設等の導入に要する経費を補助対象経費とする。支援の対象となる農業機械及び栽培施設等は次のとおり。

〈農業機械〉

〇水田農業担い手支援事業

米麦の経営規模拡大又は共同利用を見据えた、農作業の効率化・省力化に結びつく農業機械の導入に要する経費

→　トラクター・コンバイン・田植え機・穀類乾燥機

※別途規模要件及び利用下限面積等あり

〇園芸・果樹生産担い手支援事業

野菜等園芸作物又は果樹生産の新規作付及び規模拡大を促進するため、栽培及び収穫用機械の導入に要する経費

→　野菜苗移植機・野菜収穫機・管理機・スピードスプレーヤ等

※別途利用下限面積等あり

〇高品質農作物栽培担い手支援事業

野菜等園芸作物の高品質化及び安定生産のための農業機械アタッチメントの導入に要

する経費

→　深耕ロータリー・藁の結束機等

〇営農環境保全担い手支援事業

地域の良好な営農環境を維持するため、荒廃農地の再生及び農道等の維持管理に必要な機械の導入に要する経費）

→　スライドモア・フレールモア・ハンマーナイフモア

〇農産物出荷拡大担い手支援事業

野菜等の生産力向上及び安定生産のための農業機械の導入に要する経費

→　農産物保冷庫、出荷調製機器（洗浄機、包装機等）

〇新規農業経営参入担い手支援事業

町内で新規参入による農業経営を行うための参入初期段階の農業機械の導入に要する経費

→　トラクター、栽培管理機器（マルチャー、畝立成型機、管理機、苗移植機等

〈栽培施設等〉

〇園芸・果樹生産担い手支援事業

野菜等園芸作物又は果樹作物の新規作付け及び安定生産並びに高品質化のための栽培施設を導入するのに要する経費）

→　ビニールハウス（灌漑設備等含む）・多目的防災網・果樹棚・井戸等灌水設備・雨よけ施設等

※別途規模要件あり

〇新規農業参入経営参入担い手支援事業

野菜等園芸作物の栽培施設用としてビニールハウスを導入するのに要する経費

→　ビニールハウス（灌漑設備等含む）

【補助率】

事業費の１／２以内の額（上限額あり）

ただし、それぞれ**別途定める補助基準（規模及び利用下限面積等）を満たす**必要あり。

【令和３年度実績】

補助対象事業	内容	申請件数	補助金交付決定額
園芸果樹生産担い手支援事業	野菜苗育苗栽培施設	1 件	2,500,000 円
	野菜苗移植機	1 件	836,000 円

※令和 4 年 2 月 25 日現在実績

イ　６次化への取組に対する補助金

【対象者及び交付要件】

町内の農地で農業を営むすべての農業者（個人）、農業者グループ（２戸以上）、農業者団体・組織・法人。なお、補助申請者は、町との間で、町内農産物の付加価値の向上や地産地消の更なる推進等に関する協定を締結することを条件とする。

【補助対象事業及び経費等】

〇商品開発・技術習得支援事業

６次化の一環として行う商品開発及び技術習得に係る経費

〇加工施設及び加工設備整備支援事業

農産物の加工・製造・販売を行うために要する経費

【補助率】

事業費の１／２以内の額（それぞれ上限額あり）

ただし、それぞれ**別途定める補助基準（規模及び利用下限面積等）を満たす**必要あり。

ウ　市民農園開設に対する補助金

【対象者】

町内に市民農園を開設し、又は町内の市民農園を拡張する者。なお、町との間で、貸付協定又は市民農園の開設及び運営に関する協定を締結すること等の要件を満たす必要がある。

【補助対象事業等】

①畑地整備（客土・深耕・整地・畝立・土壌改良）
②園地内の歩道設置
③区画境界杭及び案内板の設置
④給水及び手洗い施設の設置
⑤ビニールハウス及び簡易トイレの設置
⑥共同利用する農具及び軽易な農機具
⑦認定市民農園である旨の看板の設置
⑧その他

【補助金の額】

１㎡あたり２５０円（上限額８０万円）

※ただし、遊休農地を解消して市民農園を開設する場合は、㎡あたり１００円加算（加算上限額１０万円）

（１９－１）令和２年度　県費単独土地改良事業　工事施工箇所位置図

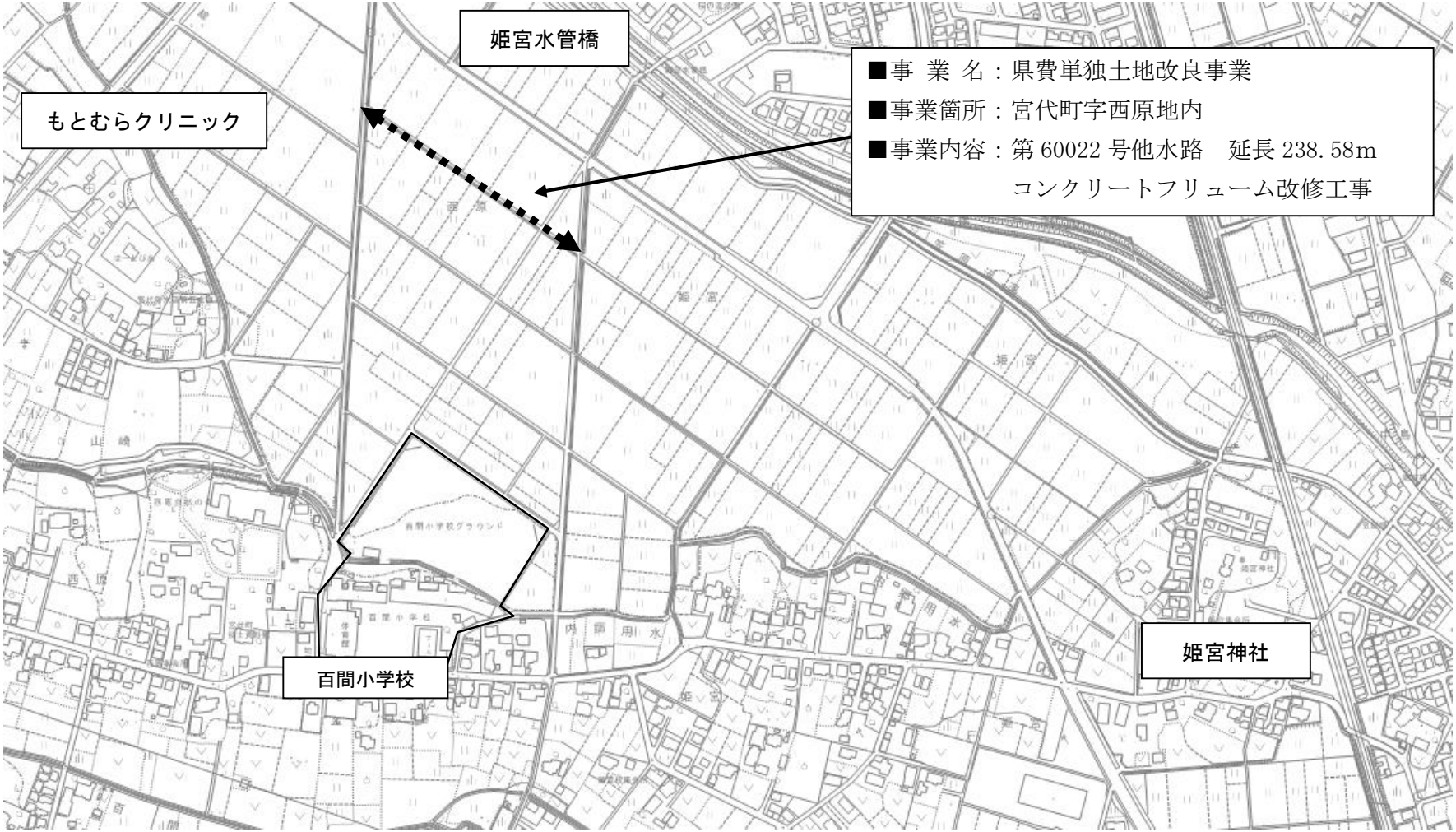

（１９－２）令和３年度　県費単独土地改良事業　工事施工箇所位置図

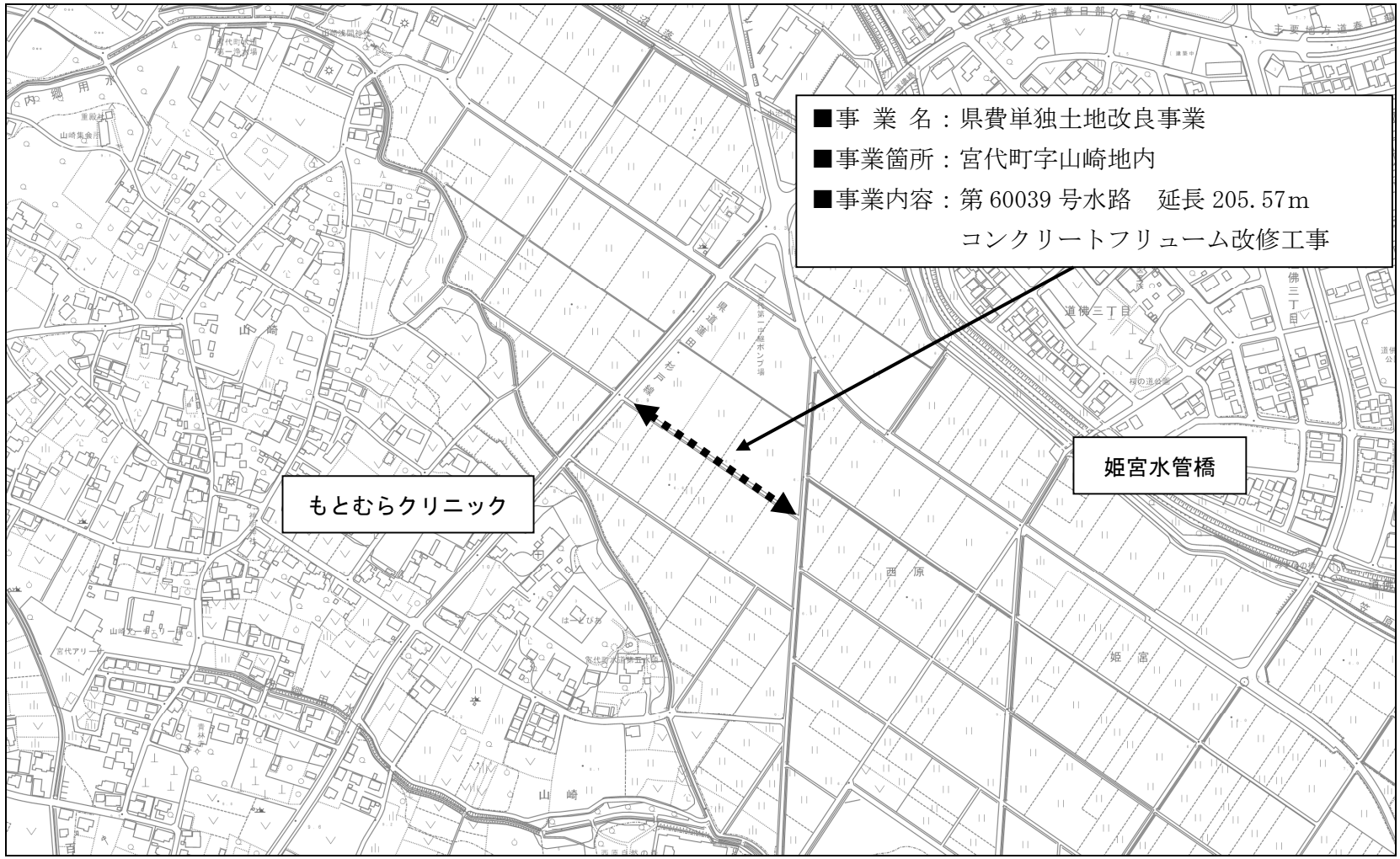

（１９－３）令和４年度　県費単独土地改良事業　工事予定箇所位置図

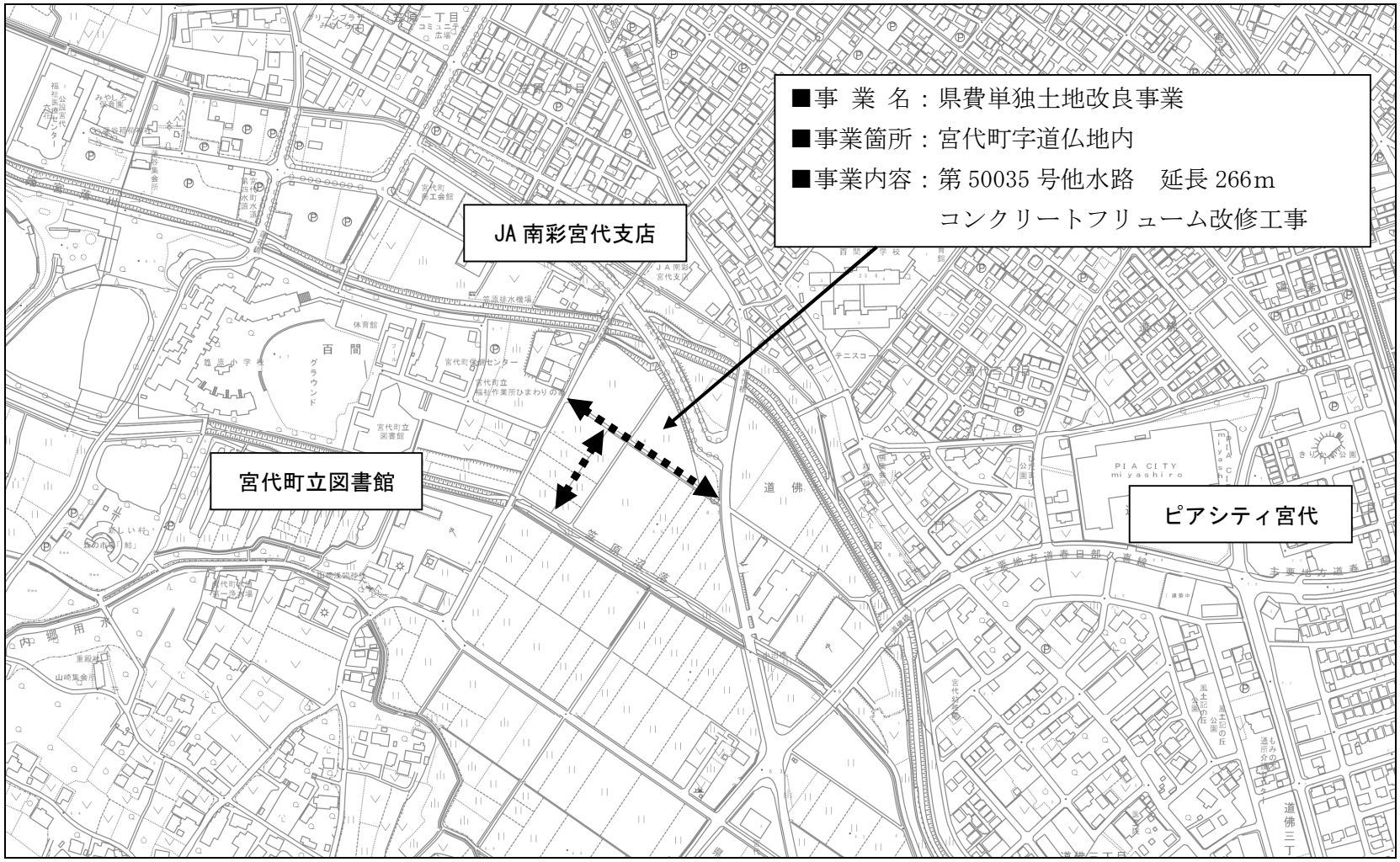

【５．農業生産基盤整備推進事業】

（２０）農家組合長の要望

①令和元年度分

要望項目	要望提出者	件数
ア　水路の新設整備	－	－件
イ　既存水路の改良・補修	農業委員、農家組合長、個人	１７件
ウ　水路敷地の維持管理	議員、農業委員、農家組合長、個人	３件
エ　堆積物の除去・流水の改善	個人	１件
オ　その他	個人	４件
	合計	２５件

②令和２年度分

要望項目	要望提出者	件数
ア　水路の新設整備	－	－件
イ　既存水路の改良・補修	農業委員、農家組合長、個人	６件
ウ　水路敷地の維持管理	議員、農業委員、農家組合長、個人	８件
エ　堆積物の除去・流水の改善	個人	１件
オ　その他	個人	６件
	合計	２１件

③令和３年度分

要望項目	要望提出者	件数
ア　水路の新設整備	－	－件
イ　既存水路の改良・補修	農業委員、農家組合長、個人	１９件
ウ　水路敷地の維持管理	議員、農業委員、農家組合長、個人	１５件
エ　堆積物の除去・流水の改善	個人	１件
オ　その他	個人	４件
	合計	３９件

（２１）小規模農地基盤整備事業補助金と件数

【対象者及び交付要件】　町内の農地で農業経営を行う農業者又は農業法人

【補助対象事業、経費及び補助率】

事業の種類	対象経費等	補助率等
ア　水田区画拡大事業	■対象 ・水田区画の面積の拡大を目的とした畦畔除去に要する経費（純工事費及び重機等借上料。畦畔除去後の境界杭の設置、コンクリート畦畔の処分及び整地に係る費用含む。） ■受益面積 事業実施に伴う受益面積が１５㌃以上	(1) ｺﾝｸﾘ畦畔除去を伴うもの ①請負施工の場合 ■事業費 1/2 以内 （限度額 80,000 円/10㌃） ②直営施工の場合 ■除去費 500 円/m ■整地費 10 円/㎡ (2) 除去を伴わないもの ■整地費 10 円/㎡
	■対象 ・水田区画の拡大に伴う田面の段差を解消するための均平作業に要する経費 ■受益面積 事業実施に伴う受益面積が１５㌃以上	■事業費の 1/2 以内 （限度額 100,000 円/10 ㌃）
イ　暗渠排水整備事業	■対象 暗渠排水施設の新設又は改良に要する経費（工事費、原材料費及び重機等借上料） ■受益面積 施工対象の水田面積	■事業費の 1/2 以内 （申請者が直接実施する場合は原材料費の 2/3 以内。限度額 120,000 円/10 ㌃）
ウ　用排水路維持管理事業	■対象 農業用用排水路の浚渫作業に要する経費	①請負の場合 ■事業費の 1/2 以内 （限度額 100,000 円/100m） ②直営の場合 ■500 円/m（重機等を借りて実施する場合は借上料の 1/2 以内を加算）
エ　耕作用道路整備事業	■対象 農作業の効率を上げるため、農業用機械等の通行に必要な通路の整備及び修繕に要する経費	(1) 幅員 2.5 ㍍以上 4 ㍍未満 ■事業費の 1/3 以内 （限度額 1,000,000 円）
		(2) 幅員 4 ㍍以上 ■事業費の 1/2 以内 （限度額 1,000,000 円）
オ　農業用水利施設整備事業	■対象 農業用水利施設（揚水機場等）の老朽化等に伴う施設の改修及び改良又は統合に要する経費。1 施設あたりの事業費が 200 万円以上であること。	■土地改良施設維持管理適正化事業の採択を得て実施する事業に係る経費の 10%以内。ただし、施設の統合等の場合は 20%以内。
カ　農業用水用水施設整備事業	■対象 自然流下での取水が困難な水田の水量を確保するために行う農業用水揚水施設の整備費（揚水機設備の新規設置及び	■単独で実施する場合 ☞　受益面積が 30 ㌃以上で事業費が 10 万円以上 ■2 人以上で共同で実施す

	電源設備の整備工事等)。ただし、地下水の汲上げに係る掘削等に要する経費を除く。	る場合 ☞　受益面積が 50 ㌶以上

【令和３年度実績】

事業内容	申請件数	補助金交付決定額
水田区画拡大事業 （コンクリート畦畔除去あり）	８件	４８３，２８０円
水田区画拡大事業 （コンクリート畦畔除去なし）	２件	３９，５２０円
農業用水利施設整備事業 （農業用水利施設の老朽化等に伴う施設の改修）	１件	４７７，０００円

※令和 4 年 2 月 25 日現在実績

【６　宮代町中小企業融資制度の状況（平成３０年度末休止）】

■（参考：平成３０年度版事業概要）

〇事業の目的

町内中小企業者の事業振興を図るため、事業に必要な資金の融資を行い、商工業の振興に寄与することを目的とする。

〇預　託　額　３，０００，０００円

〇預　託　先　埼玉りそな銀行宮代支店　１，０００，０００円
川口信用金庫宮代支店　１，０００，０００円
埼玉縣信用金庫宮代支店　１，０００，０００円
＊預託先金融機関は、宮代町中小企業融資規則第２条第３項に定める金融機関

〇貸付限度額　中口融資　１，０００万円　特別小口融資　８００万円
＊年利1.60％＋保証料　運転資金８年以内、設備資金１０年以内に返済
＊中口融資制度の場合は、限度額の範囲内において、追加融資可能（１回のみ）。

〇融資限度額　６０，０００，０００円（町預託金の２０倍：規則第５条に規定）

■　**融資件数**　２４件

平成６～１７年度	２２件	平成２４年度	０件
平成１８年度	２件	平成２５年度	０件
平成１９年度	０件	平成２６年度	０件
平成２０年度	０件	平成２７年度	０件
平成２１年度	０件	平成２８年度	０件
平成２２年度	０件	平成２９年度	０件
平成２３年度	０件	平成３０年度	０件

セーフティネット保証制度（中小企業信用保険法第２条第５項）の認定

中小企業信用保険法第２条第５項に基づき、取引先企業の倒産・事業活動の制限、取引金融機関の破綻、自然災害等により経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るために、信用保証協会の保証を別枠で利用できるように措置する国の制度です。

この制度を利用するには、中小企業信用保険法第２条第５項各号のいずれかに該当する経営の安定に支障を生じている「特定中小企業者」である旨の市町村（本社や事業所の所在地を所轄する市町村長）の認定が必要となります。

■認定状況　４号保証－突発的災害（自然災害等）により業況が悪化している中小企業者
５号保証－全国的に業況の悪化している業種に属する中小企業者）
危機関連保証－大規模な経済危機、災害等により業況が悪化している中小企業者

年度	４号保証（20%減）	５号保証（5%減）	危機関連保証（15%減）
平成２８年度	０件	１件	１件
平成２９年度	０件	０件	０件
平成３０年度	０件	０件	０件
令和　元年度	１件	０件	０件
令和　２年度	１４０件	１６件	２８件
令和　３年度	３件	１件	１件

※令和４年１月末現在の件数

【7　メイドインみやしろ推奨品の認定状況】

宮代町では、町内で生産、製造又は加工された加工食品、工芸品又は工業製品であること、２年以上の販売実績があることなど、町が定める基準に適合するものを推奨品として認定しています。

【認定状況】

	令和元年度	令和２年度	令和３年度
認定数	４７	４７	５４
うち、新規認定数	6	1	8

【令和３年度メイドインみやしろ認定商品】

	商　品　名	申請者		商　品　名	申請者
1	レッサーパンダスマホケース	nekineki	１９	丸粒うす焼き	㈲川野武次郎商店
2	フルヒテ　ブロート	ドイツパンのお店アムフルス	２０	わらべ	㈲川野武次郎商店
3	ハナマンテン　ブロート	ドイツパンのお店アムフルス	２１	純米吟醸酒　宮代そだち	春日部小売酒販組合宮代支部
4	クュービスケルン	ドイツパンのお店アムフルス	２２	みやしろ巨峰ワイン（ロゼ・白）	春日部小売酒販組合宮代支部
5	ヴァイツェンミッシュ	ドイツパンのお店アムフルス	２３	塩あんびん	農工房　奈味
6	クルミブロート	ドイツパンのお店アムフルス	２４	ゆず香もち	農工房　奈味
7	ドイツパンロッゲン(有機ライ麦100%)	ドイツパンのお店アムフルス	２５	至福もち	農工房　奈味
8	カツサンド	弁当あき	２６	特別栽培米コシヒカリみやしろっ子	ＪＡ南彩宮代支店
9	お米のカステラ　こめていら	宮代凪月堂	２７	ロシャーミチャーシューおにぎり	どさん子大将
１０	巨峰ようかん	宮代凪月堂	２８	ロシャーミフライライスボール・ロシャーミフライライスボールめん	どさん子大将
１１	巨峰ゼリー	宮代凪月堂	２９	ロシャーミ油ーメン	どさん子大将
１２	宮代まんじゅう	宮代凪月堂	３０	ロシャーミ麻婆油ーメン	どさん子大将
１３	巨峰まんじゅう	宮代凪月堂	３１	ロシャーミスタ丼	どさん子大将
１４	いちじくゼリー	宮代凪月堂	３２	ロシャーミスタメン	どさん子大将
１５	みやしろ餃子・みやしろ棒餃子	アンリン	３３	宝もなか	八宝堂
１６	ころまる（餃子コロッケ）	アンリン	３４	巨峰の里	八宝堂
１７	めしまる（餃子ライス）	アンリン	３５	茶マン	八宝堂
１８	モウカリー	カレーハウスとんとん	３６	花もくれん	八宝堂

３７	キムチ餃子	マンナ	４６	畳	成田畳店
３８	白菜キムチ	マンナ	４７	プチバーベキューコンロ	鈴木鉄工所
３９	カクテキ(大根キムチ)	マンナ	４８	手焼きせんべいキット	（有）川野武次郎商店
４０	オイキムチ(きゅうりキムチ)	マンナ	４９	宮代五百万石せんべい	春日部小売酒販組合宮代支部
４１	ハクモクレンのグラス	リトルヒーターグラススタジオ	５０	さをり織り製品	宮代ひまわりの家
４２	黒豆玄米茶	あき	５１	農家の切り餅セット	シマムラ園芸
４３	宮代餃子	ミート&デリカのざわ	５２	村育ちコシヒカリ	（株）新しい村
４４	上海ラーメン	龍盛房	５３	麻婆唐揚丼	龍盛房
４５	手作り餃子	龍盛房	５４	シュトレン	ドイツパンのお店　アムフルス

【８　店舗・住宅リフォーム補助金利用状況】

宮代町では、町内商工業の振興を図るため、町内商工業者により町内の店舗または住宅の改修を行う方に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。

■店舗・住宅リフォーム補助金の概要

目　的　町内商工業の振興を図るため

補助額　店舗：対象経費の１０％（上限２０万円）
住宅：対象経費の　５％（上限１０万円）

工事要件
・町内商工業者が施行する工事
・屋根、外壁、居室等の改修
・店舗の出店を可能にするための工事
・建築基準法に定める建築確認申請を要しない軽易な工事
・補助対象工事費が２０万円以上（税抜）
・１物件１回限り（所有者が変わった場合はこの限りではない）
・申請年度の３／３１までに工事を完了すること
・申請年度において町の他の改修工事に関する補助金を受けていないこと

■店舗・住宅リフォーム補助金の実績

年度	交付件数	交付金額
令和　元年度	２９件（店舗１・住宅２８）	１，９１８，０００円
令和　２年度	３８件（店舗１・住宅３７）	２，６９０，０００円
令和　３年度	２９件（店舗２・併用１・住宅２６）	２，０００，０００円

令和４年１月末現在

【９　宮代町商工会　商工業振興事業補助金の内容】

	町補助金（単位：千円）			備考
	令和元年度	令和２年度	令和３年度	
経営改善普及事業費	９，４６２	９，４６２	９，４６２	経営指導員等活動費等
振興事業費	３３８	３３８	３３８	青年部等育成費等
管理費	６２０	６２０	６２０	
会館管理費	５８０	５８０	５８０	
合計	１１，０００	１１，０００	１１，０００	

【１０　宮代町商工業者数・商工会会員数】

（１）商工業者数（経済センサス活動調査より）

		平成２４年	平成２８年	増減
町内商工業者数		1,055	999	▲56
	製造業	130	120	▲10
	建設業	81	66	▲15
	卸売業・小売業	211	217	6
	飲食業・サービス業 他	633	596	▲37

（２）商工会会員数

	令和元年度	令和２年度	令和３年度
会員数	５５４	５４８	５６１
商店会数	４	３（内、休会１）	３（内、休会１）

【１１　消費生活相談件数と主な内容】

令和３年度	主な相談内容	参　考			
		平成２９年度	平成３０年度	令和元年度	令和２年度
８４件	・売買契約 ・不当請求 ・多重債務相談 ・商品一般　他	５６件	９２件	８０件	１０８件

※令和３年度は、令和４年１月末現在の相談件数

【１２　新型コロナ対策と成果と事業者、住民からの要望】

令和２年度

■中小企業者支援金（６３，９００，０００円）

新型コロナの影響で売上が減少した中小企業者に１０万円を支給

交付件数　６３９件

■中小企業緊急経済対策事業補助金（１，８８９，２７１円）

新型コロナの影響を受けた中小企業者が事業継続を目的に行う取り組みに対し補助金を交付

	申請件数	交付決定額
テイクアウト事業	６件	５５９，９１７円
デリバリー事業	４件	３４０，０７４円
クーポン券発行事業	５件（３３店舗）	９８９，２８０円
プレミアム付商品券事業	なし	０円

■新型コロナウイルス感染症予防対策事業費補助金（４，０３０，０４３円）

町内飲食店の新型コロナウイルス感染症の予防対策費を補助。

利用件数　５１件

■セーフティネット保証等認定中小企業者支援金（１０，８００，０００円）

セーフティネット保証の認定を受けて融資を受けた中小企業者に１０万円支給。

申請件数　１０８件

■商工業者向け新型コロナウイルス感染症対策事業業務委託（３５０，０００円）

雇用調整助成金研修会、新型コロナウイルス感染症影響緊急アンケート調査事業の実施

・雇用調整助成金研修会

期間：令和２年４月２７日（月）１４時～１６時３０分、１８時～２０時の２回開催

会場：商工会館

参加：１７社

・新型コロナウイルス感染症影響緊急アンケート調査

調査期間：令和２年４月８日～同年４月２４日

調査対象事業所：９４８事業所

回答率：２５．６％（２４３事業所）

■新型コロナウイルス感染症対策個別相談会開催業務委託（１，２２０，７２５円）

内容:中小企業診断士、社会保険労務士による国・県等の補助金申請支援や相談窓口の実施

開催期間:６月～３月末まで

開催日:予約制で毎週火曜日に実施

参加者：１７５社

■テイクアウト等広報記事デザイン作成業務委託（２３４，３００円）
「おうちＤＥごはん」を広報６月号に掲載

■みやしろＢＩＧプレミアム付商品券事業（繰越含む）（１１６，５３２，８５３円）
新型コロナウイルス感染症により低迷した町内の消費喚起と商工業の活性化を目的に 3 億円分※プレミアム分 1 億円分の 20,000 冊を発行
使用期間：令和 2 年 12 月 10 日～令和 3 年 4 月 30 日
取扱店舗数：156 店
換金額：2 億 9,866 万 4,000 円

令和３年度
■新型コロナウイルス感染症予防対策事業費補助金（１１，４５８，３３２円）
対面で接客を伴う町内店舗、事務所における新型コロナウイルス感染症予防対策に要する経費を補助。
補助対象経費（消費税及び地方消費税を除く）の 10 分の 10、1 店舗等当たり上限 10 万円。
利用件数：１４３件

■新型コロナウイルス感染症対策個別相談会
新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けている事業者様への各種補助金等の申請に伴う個別相談会を実施。毎週１回実施。
参加者：１５７社（令和４年１月末現在）

■キャッシュレス決済導入促進キャンペーン（１０，１０２，８４７円）
最大３０％のポイントを付与。1 回 3000 円、期間内 10,000 円
実施期間：令和３年７月１日～３１日までの１か月間実施
参加店舗：１３３店

■事業者・お店支援金（２２，３１５，０１４円）
Ｒ３.１月～8 月までの売上と基準との比較で１０％以上減少した事業者に１０万円
埼玉県の協力金対象者は 5 万円
１０万円・・１８１件
　５万円・・・４２件